

民法・相続法の改正ポイント ～配偶者居住権の取扱いを中心として～

私たちの暮らしに身近な法律である「民法」が約120年ぶりに大改正されました。

この中で、特に相続法は、税理士業務に直接的又は間接的に大きく関係してくる改正事項が多く含まれています。

今回は東京青税会員で司法書士としても活躍されている梶田義孝会員(渋谷部会)に、税理士が知っておくべき民法の改正内容について講義していただきます。

(研修テーマ)

- ・相続法改正
- ・配偶者居住権の取扱い

(具体的内容)

1. 相続法改正
 - ・遺産分割の見直し
 - ・預金仮払い制度の創設
 - ・遺言制度の見直し
 - ・遺留分制度の見直し
 - ・特別の寄与制度の創設
 - ・債権法改正のうち特に知っておきたいポイント(法定利率、消滅時効等)
 - ・成年年齢関係改正の内容
2. 配偶者居住権の取扱い
 - ・配偶者居住権の法務
 - ・配偶者居住権の税務

記

- ◆ 日時 令和2年9月26日(土)
13時30分～16時30分
 - ◆ 講師 税理士・司法書士 梶田 義孝 先生
 - ◆ 会費 無料
 - ◆ 形態 ZOOM 配信によるリモート研修
- ※ 事前申込制となります。



講義後、質問時間を予定していますので、積極的にご参加ください。

申込方法は、後日、会員メーリングリスト及び東京青税のホームページにて告知させていただきます。